

**本陣等々力家再生・活用事業  
特定事業の選定について**

**令和7年12月19日**

**安曇野市**

## 第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

安曇野市（以下「本市」という。）は、令和7年12月8日に実施方針を公表した「本陣等々力家再生・活用事業（以下「本事業」という。）」について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PF1法」という。）第7条に基づき、特定事業として選定するにあたり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、「本陣等々力家再生・活用事業実施方針」の定めに従う。

## 第2 選定の基準及び評価の方法

### 1. 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、本市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて、効率的かつ効果的に実施できることを選定基準とした。

### 2. 評価の方法

本市では、本事業のようなBTO方式による公共施設の建設・改修、及び運営について類似する過去の実績事例がなく、また利活用に関する要件が「等々力家の歴史的・文化的な価値の継承につながるもの」「地域の観光振興に繋がるもの」「まちの魅力や価値向上に繋がるもの」「地域経済の好循環に繋がるもの」に特定されているため、定量的評価を行わず、実現可能性、事業の収益性等を勘案した上で、定性的評価を行うこととする。

## 第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

1. 本陣等々力家が安曇野の歴史的、文化的価値を高める要因となる
2. 本陣等々力家を拠点に地域のにぎわい創出及び地域活性化を図ることができるとともに域内需要の拡大を図ることができる
3. 民間事業者が持つ独自のビジネスモデルの立案、施設の運営・維持管理に関するノウハウを最大限活用することができる。
4. 改修設計・改修工事、維持管理・運営を一括して民間事業者に発注することにより、施設の維持管理・運営を見据えた施設整備が可能となり、施設の利便性・機能性の向上が期待できる。
5. 民間事業者に運営を委ねることで、多様な利用者のニーズに応じたサービス提供を柔軟に行うことなど、自由度の高い施設運営が可能となり、最小の経費で最大の効果を上げることが期待できる。
6. 施設の賃借権設定後は、日常的な修繕や維持管理は民間事業者の負担となるため、本市の維持管理費用の縮減が期待できる。また、将来的には、民間事業者から施設の賃借権対価を得ることも期待される。

#### **第4 結論**

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。

よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。